

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 2     | 国民年金関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

屋久島町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鹿児島県 屋久島町長

## 公表日

令和4年3月16日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 国民年金関係事務  |
| ②事務の概要                   | <p>国民年金法に基づき、届書の受理・報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理・事実の審査、障害基礎年金改定請求の受理、保険料免除・学生納付特例に係る届書・申請の受理・事実の審査などの法定受託事務及び相談業務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①住民からの取得届、転入届に基づく被保険者台帳への記載</li><li>②転居届・転出届・出国届等の届出又は職権に基づく被保険者台帳の記載、削除又は修正・変更</li><li>③被保険者台帳の正確な記録を確保するための措置</li><li>④免除等申請書受付・事実の審査</li><li>⑤老齢基礎年金などの給付請求及び一時金の支給に関する事務</li><li>⑥年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供</li><li>⑦受理した届書等を日本年金機構への送付進達及び厚生労働大臣への報告</li></ul> |
| ③システムの名称                 | 国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 被保険者台帳情報ファイル             |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一 31項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第7号 別表第二<br>(情報提供事務)<br>47、48、50、84、91,101,107,111,112の項<br>(情報照会事務)<br>47、48の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康長寿課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| -                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当<br>〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20<br>問合せ先電話番号 0997-43-5900  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 請求先と同じ  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年10月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年10月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>   |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>  |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない   |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない                 |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供) |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>   |   |  |
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |